

# 春の全国火災予防運動

3月1日～7日

「消しましょう その火その時 その場所で」(全国统一防火標語)

消防本部消防業務課 722-8115



まだまだ寒さが残り、家庭や職場でストーブ等の暖房器具など「火」を使用する機会が多く、また空気が乾燥し、ちよつとした不注意から火災が発生しやすくなります。火の取り扱いには十分注意し、火の用心を心がけましょう。

## 地震による電気火災対策を

東日本大震災における火災のうち、約半数が電気関係の火災(電気火災)でした。電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災のことです。

## 感震ブレーカーを設置しましょう

感震ブレーカーとは、地震を感知すると自動的にブレー

カーを落として電気を止める機器です。設置することで出火を防止し、被害を軽減することができます。感震ブレーカーを設置して電気火災から「家」「地域」を守りましょう。

## 住宅用火災警報器は設置しましたか

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器は火災の煙や熱を感知して警報音や音声で知らせる機器で、火災の早期発見に大変有効です。まだ設置がお済でない方は速やかに設置しましょう。**どこで購入できるの？**



ホームセンターや家電量販店、防災設備取扱店等で購入できます。購入の目安として品質を保証する日本消防検定協会の鑑定品「NS」または

検定品「検」が付いている製品を選びましょう。

## 設置場所は？

- ① 寝室(家族各々に寝室があれば、それぞれに必要)
- ② 寝室のある階の階段部分(1階は除く)
- ③ 台所(設置は任意です)

## 取付位置は？

天井に取り付ける場合：住宅用火災警報器の中心が壁面から60cm以上離れるように設置してください。

壁に取り付ける場合：天井の下方15～50cmに住宅用火災警報器の中心がくるように設置してください。

## 交換目安は10年

住宅用火災警報器は古くなると電子部分の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなる可能性があるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。

※悪質な訪問販売に注意しましょう。消防署が住宅用火災警報器や消火器などを特定の業者に販売を依頼したり、直接販売したりすることはありません。

## 伊奈町ふるさと応援寄付金(ふるさと納税)の報告

昨年一年間に、伊奈町ふるさと応援寄付金に、日本全国からたくさんの方から寄付をいただきましたので、使い道別の申込件数と申込金額をご報告します。寄付者の皆様に心よりお礼申し上げます。

いただいた寄付金は、寄付をされた方が希望する使い道に沿った事業に使わせていただきます。

今後も皆様に愛され、誇れる「伊奈町」であり続けられるよう、小さいけれど元気でキラキラ光るまちを目指して取り組んでまいりますので、引き続きご支援くださいますよう、よろしくお願いいたします。

企画課政策企画担当 2215・2216

## 使い道別申込一覧 (平成28年1月1日～12月31日)

使い道	申込件数	申込金額
①安心・安全なまちづくり	35	265,000円
②健康で心安らぐまちづくり	47	460,000円
③豊かな心を育むまちづくり	98	721,000円
④緑あふれる、にぎわいのあるまちづくり	77	521,000円
⑤町民と行政が協働するまちづくり	5	40,000円
⑥町長におまかせします	188	2,800,000円
合計	450	4,807,000円

## 人権擁護委員に山本正美氏

人権擁護委員に山本正美氏(小針新宿)が1月1日付で法務大臣から委嘱されました。

人権擁護委員は、人権侵害問題等の相談に応じます。町では、人権相談を開催していますので、ぜひご利用ください。

# 国民健康保険 こんなときは必ず届出を

問 保険医療課国民健康保険係内2172

今まで勤めていた会社を退職し、健康保険がなくなってしまった方は、国民健康保険の加入の手続きが必要です。また、国民健康保険に加入していた方が就職し、会社等の健康保険に加入された場合には、国民健康保険からの脱退の手続きが必要となります。

会社や健康保険組合から国民健康保険への連絡はありませんので、必ずご自身で町保険医療課国民健康保険係へ届出をしてください。

国民健康保険に加入される方は、しばらく期間をおいて届出した場合でも、加入日と保険税は以前の健康保険を喪失した日までさかのぼります。また、国民健康保険からの脱退の手続きをしないと、保険税が課税されたままになりますのでご注意ください。

なお、新しい職場の保険証がお手元に届くまで日数がかかる場合がありますが、その間も国民健康保険の保険証は使用しないでください。

次に当てはまるときは、忘れずに届出をしてください。

	こんなとき	手続きに必要なもの
加 入	転入したとき	印鑑
	他の健康保険から抜けたとき	印鑑・健康保険資格喪失証明書など
	出産したとき	印鑑
脱 退	転出するとき	国民健康保険証
	他の健康保険に入ったとき	会社等の健康保険証、国民健康保険証
	死亡したとき	印鑑・国民健康保険証
その他	氏名や世帯主が変わったとき	印鑑、国民健康保険証
	町内で住所が変わったとき	印鑑、国民健康保険証
	国民健康保険証を紛失したとき	印鑑

## マイナンバー制度開始に伴い、国民健康保険の手続きには、個人番号が必要となります

手続きの際は、手続きに必要なものに加え、次の書類が必要となります。窓口にお越しになる方により必要書類が異なりますのでご注意ください。

① 来庁者が世帯主の方の場合	世帯主の方の本人確認ができる書類および個人番号が確認できる書類 ※対象となる方の個人番号を記入する必要がありますので、個人番号をご確認のうえお越してください。
② 来庁者が同一世帯の方の場合 (代理申請)	申請者の方の本人確認ができる書類、世帯主の方および対象となる方の個人番号が確認できる書類
③ 上記以外の方の場合 (代理申請)	委任状および②に記載されている書類

### ●本人確認ができる書類

個人番号カード、運転免許証、旅券、住基カード、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書など  
※上記書類をお持ちでない場合は、官公署から発行された書類その他これに類する書類で、個人識別事項（氏名および生年月日、住所）の記載のあるものが2点以上必要となります。（健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳など）

### ●個人番号が確認できる書類

個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど